

給水装置工事 費用内訳書

工事名称:

| 工事費概算額 | | | 工事費精算額 | | | 差引増減額 (清算額－概算額) |
|--------|-------------|----|--------|-------------|----|--------------------|
| 項目 | 金額(税抜) | 備考 | 項目 | 金額(税抜) | 備考 | |
| ① | 設計費 | | ① | 設計費 | | |
| ② | 直接経費(委託設計費) | | ② | 直接経費(委託設計費) | | |
| ③ | 直接経費(請負工事費) | | ③ | 直接経費(請負工事費) | | |
| ④ | 間接経費 | | ④ | 間接経費 | | |
| ⑤ | 断水費用 | | ⑤ | 断水費用 | | |
| ⑥ | 残土処分費用 | | ⑥ | 残土処分費用 | | |
| ⑦ | 事務検査費用 | | ⑦ | 事務検査費用 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 小計(税抜) | | | 小計(税抜) | | |
| | 消費税等相当額 | | | 消費税等相当額 | | |
| | 合計(税込) | | | 合計(税込) | | |

(工事費用の算出について)

給水装置工事に要する費用は、大阪市水道事業給水条例 第16条(工事費の算出方法)第1項第1号から第5号、同条第2項及び第3項の費用の合計額とする。

各号の算定方法は、大阪市水道事業給水条例施行規程(以下、「施行規程」)第20条(工事費の算出方法)第1項及び「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目(以下、「規定の細目」)による。

工事にかかる消費税等相当額の取扱いについては、給水装置関係規定集(以下、「関係規定集」)「給水装置工事又は修繕料に関する消費税等相当額について」に基づき、施行規程第20条の規程により算出した金額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額を消費税等相当額として工事費に加算する。

(直営設計の場合における間接経費について)

施行規程第20条(工事費の算出方法)第1項第6号に基づき、設計費に対して監督料(100分の3)、損料(100分の5)及び事務費(100分の12)を乗じて得た金額とする。

【間接経費:設計費の100分の20】

(給水装置工事の一部を請負又は委託に付した場合)

関係規定集「給水装置工事の一部を請負又は委託に付した場合における給水装置工事費の算出方法について」に基づき、次の費用を加算する。

直接経費:請負又は委託に要した費用に相当する額 【直接経費(委託設計費):委託設計に要した費用、直接経費(請負工事費):請負工事に要した費用】

間接経費:請負又は委託に要した費用の10分の1に相当する額 【間接経費:委託設計費及び請負工事費の合計額の10分の1】